

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月15日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 高橋洋樹  
秋田県監査委員 川村和夫  
財 ー 216  
平成30年12月20日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治 様  
秋田県監査委員 高橋洋樹  
秋田県監査委員 川村和夫

秋田県知事 佐竹敬久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>5. 下水道事業の計画</p> <p>(1) 流域下水道事業に係る計画</p> <p>【意見1】事業全体の収支計画の策定について (43頁・3頁)</p> <p>現在、流域別下水道経営計画（収支計画）は策定されているものの、公営企業としての下水道事業特別会計の全体像を示した収支計画は策定されていない。したがって、事業全体の収支計画が不明であり、特別会計全体として、中長期的に持続的な経営がなされているかどうかを判断するツールがない状態である。</p> <p>事業全体の収益や経費について達成状況を点検し、計画どおりに経営できていない状況に陥ればその原因分析をした上で次の施策につなげるといったPDCAサイクルを実行に移す前提として、事業全体の収支計画を策定することが望ましい。</p> <p>【意見2】経営指標による目標管理について (43頁・3頁)</p> <p>市町村が下水道事業を進めるに当たっては、普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率に数値目標を定め、目標管理することが一般的であり、「あきた循環のみず推進計画」でも各市町村のこれらの経営指標にかかる数値目標が示されている。一方、県が事業を進めていく上で目標管理する経営指標（目標数値）は示されていない。</p> <p>その理由は、市町村が実施する公共下水道事業等は市町村の経営努力等により普及率、接続率（水洗化率）、経費回収率をコントロールできるのに対して、県が実施する流域下水道事業は、既に幹線管渠の整備が終わった現状において、接続率の向上は各市町村が流域下水道に接続してくれるかで決まるものであること、経費回収率の上昇は処理区ごとに市町村と相対で負担金単価を決める仕組みの中で決まるものであることから、いずれの指標も県の経営努力だけではコントロールできず、目標管理するものとして適していないからである。</p> <p>しかし、県が流域別下水道経営計画や事業計画を確実に遂行するためには、負担金単価を決定するに際し前提条件とした、歳出総額、流入水量の中長期的な見込みを確実に達成する必要がある、経営指標による目標管理をしなくてよいことにはならない。</p> <p>事業の持続可能性を確実にするためにも、計画と整合した経営指標による目標管理を実施し、あわせて、事業進捗度合いを公表することにより住民からのモニタリングを受けることで、事業の確実な推進を図ることが望ましい。</p> <p>6. 収入に係る財務事務</p> <p>(1) 負担金単価の水準の決定</p> <p>【意見4】目標とする累積赤字の解消期間について</p>	<p>(対応中：下水道課)</p> <p>総務省が地方公共団体の公営企業・特別会計に策定を要請している「経営戦略」を、平成30年度に策定することとしており、この中で今後10年程度の投資・財政計画（収支計画）を策定する。</p> <p>(注) 経営戦略とは</p> <p>公営企業（水道事業や下水道事業等）の経営について、今後の人口減少や施設の老朽化等の状況を見据えた上での規模・能力等が適切かなどの現状把握を行った上で策定する10年以上の経営の基本計画（収支計画）であり、公営企業を所管する総務省の要請により策定することとしたものである。</p> <p>(対応中：下水道課)</p> <p>総務省が地方公共団体の公営企業・特別会計に策定を要請している「経営戦略」について、平成30年度に策定することとしており、この中で経営指標による現状分析、中長期的な経営のあり方、経営目標の設定等について検討した上で、投資・財政計画を策定する。</p> <p>(対応中：下水道課)</p>

(50頁・4頁)

県は、累積赤字の解消期間を、公的資金の償還年数を踏まえて30年として設定している。

流域下水道事業における負担金は、受益者負担としての性格を持つものであり、ここでいう受益とは、借金の償還ではなく、施設の利用（サービス・便益の享受）であることを踏まえると、累積赤字の解消期間としてより合理的なのは、借金の償還年数ではなく、施設の耐用年数である。

借金の償還年数より施設の耐用年数の方が長い場合において、償還年数をベースに負担金単価水準を決定する方法は、償還終了時まででは高負担、償還終了後耐用年数到来時までは低負担となり、負担金の平準化ひいては受益の適正化が図られにくい。累積赤字の解消期間を施設の耐用年数とすることで、この問題が解消され、受益者負担の一層の平準化が図られる。

現在、県では、流域下水道事業の法適化に向けた取組みを始めたところであり、これに合わせる形で、あるべき負担金の単価水準のあり方を検討することが望ましい。

【意見5】累積赤字の取扱いについて（56頁・4頁）

臨海処理区及び横手処理区は、平成25年度現在で累積赤字が生じている。

臨海処理区では負担金単価の水準を引き下げ、意図的に単年度赤字を発生させることで累積赤字を市町村に還元することとし、横手処理区では次の負担金見直しのタイミングが到来するまでの過渡期的な処理として一般会計に繰り出すことで収支均衡を図っている。

しかし、今後、流域下水道事業は、長寿命化による改修費用や、施設の更新時期の到来により多額の更新費用を要することが確実であり、累積赤字を意図的に短期間で解消させる必要はない。

累積赤字が生じた場合、臨海処理区のように単年度赤字を発生させて短期的に解消する、つまり、累積赤字を経常的な維持管理費に充当することで市町村還元を図るのではなく、中長期的な更新費用に充当することで市町村還元を図ることが、負担金平準化の観点からも財政健全化の観点からも望ましい。

また、当該累積赤字は、受益者負担に基づく市町村からの負担金を原資として発生したものであるため、受益者に適切に還元されなければならない。したがって、横手処理区のような一般会計への繰出し処理はやめ、特別会計内で基金として処理区ごとにプールしておくことが望ましい。

この場合、基金額が過度に多額にならないよう、将来必要と考えられる改修費用や更新費用を織り込んだ形での中長期間に渡って収入・支出が均衡する水準で負担金単価を設定し、それ以上の負担金を徴収することのないよう留意する必要がある。

【意見6】累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消目標年次について（61頁・5頁）

累積赤字を抱える処理区における累積赤字解消年次について、大曲処理区と鹿角処理区が「供用開始から35年目」となっているのに対して、大館処理区は「供用開始から30

平成32年度からの地方公営企業法を適用することとしており、現在、赤字解消に係る合理的な手法について、他県の事例や累積赤字の解消期間を変更した場合の影響について、検討している。

(対応中：下水道課)

人口減少に伴う有収水量の減少や施設の経年劣化の進行を見極めるとともに、平成32年度からの地方公営企業法の適用を踏まえ、累積赤字が生じた場合の取り扱いや適切な基金の水準等について、他県の事例や国の動向を見据えながら検討している。

(対応中：下水道課)

平成32年度からの地方公営企業法の適用を念頭に置きながら、平成30年度に策定する「経営戦略」により累積赤字の解消年次を検討した上で、関係市町村と調整を図つ

年目」となっていて統一されていない。

処理区によって期間が異なることは公平性の観点から問題があること、市町村の今後の経営状況によってはなし崩し的に累積赤字解消期間が長期化する懸念もあることから、統一することが望ましい。

【意見7】中長期的な視点での負担金水準の平準化について（62頁・5頁）

累積赤字が解消された後の単価水準は、ピーク時の負担金単価水準と比べると、事業開始して間もない鹿角処理区を除いて、いずれの処理区も40%～60%引き下げられた水準であり、また、累積赤字解消直前の単価水準と比べても21%～47%の水準で大幅に引き下げられている。

インフラ施設の利用料金は、中長期的には平準化されることが望ましく、乱高下することは好ましくない。また、早期に接続した市町村と遅れて接続した市町村とで各市町村の受益の量は年度によって変わらないにもかかわらず負担水準が違うこと、あるいは、同じ市町村の中でも第一世代の負担が高く第二世代以降の負担が低いことは、適正な受益者負担の観点からも適当ではない。したがって、流域下水道事業の負担金単価も、処理区ごとによる差異は地域差として許容されるが、年度による差異は可能な限り発生させないように、中長期的に平準化を図ることが求められるものとする。

接続率の低い供用開始当初において、負担金単価が多少高くなるのは止むを得ないが、累積赤字を解消したとたんに、一気に4割以上も負担金水準が下がる現在の仕組みは、負担金水準の平準化の観点からは望ましくない。むしろ、累積赤字の解消の目標期間を今より延ばした上で、中長期的な負担金水準の平準化を図るべきである。

【意見8】負担金単価の見直し期間の短縮について（63頁・6頁）

現在の負担金単価の適用期間（財政計画期間）は、全ての処理区で平成26年度～平成30年度の5年間であるが、他の流域下水道事業をみると、負担金単価の見直し期間は3年としている県が最も多く、全体の4割を占める。秋田県が属する「5年」も、2割程度の県が採用しており、必ずしも秋田県が他県と比べて長いというわけではないが、「5年」での見直しは単価設定期間としては最も長いものである。負担金単価の設定に当たっては、中長期的な将来の方向性を決める場合には中長期的な負担平準化の視点を持つべきだが、一方で、足元の直近の状況を反映した負担金単価とすることで、累積赤字・累積黒字の発生をコントロールしていく必要もある。

他県の流域下水道事業における事例も踏まえて、負担金単価見直し期間を3年とすることを検討することが望ましい。

ていく。

（対応中：下水道課）

平成30年度に策定する「経営戦略」において、中長期的な収支計画を策定しており、この中で負担金単価の水準についても検討している。

（対応中：下水道課）

平成30年度に策定する「経営戦略」の内容を踏まえた上で、他自治体の事例や負担金単価の見直し期間を変更した場合の影響を勘案し、見直しを行う。

## 7. 固定資産管理に係る財務事務

### （1）台帳作成の関連法令等

【指摘事項2】建物の登記漏れについて（66頁・7頁）

公有財産台帳の作成要領に相当する秋田県財務規則の335

（対応済み：下水道課）

平成32年度からの地方公営企業法適用に

条3項に、「建物にあつては登記事項証明書、位置図、配置図及び平面図を、その他の公有財産にあつては図面を添付しておかなければならない。」との記載があり、建物も登記することが必要と解されるが、秋田県では、「地方公共団体が所有する建物について、表示に関する登記の申請義務が課されていないため、表示登記がないとしても違法状態にあるとはいえない」との「国政モニターの声に対する回答（法務省）」を理由に建物の登記をしていない。

しかし、「国政モニターの声に対する回答」は、登記しないことが違法ではないことを述べた国の見解に当たるが、これは違法な状態ではないことに言及したものであって、登記すること自体を妨げるものではない。秋田県財務規則で、明確に登記事項証明書の添付を義務付けている以上、当規則に基づき、登記すべきである。

なお、仮に上記「国政モニターの声に対する回答」に基づき、建物を登記しない場合には、「資産台帳」の作成要領を別途作成すべきと考える。

## (2) 秋田県の下水道台帳の整備状況

### 【指摘事項9】固定資産の機器番号による管理について (82頁・10頁)

県では、機器番号による管理がなされていないが、一方で、同一資産が複数存在する場合には『No. 1〇〇』といったように機器名称の先頭にNo.を付して対応している。この場合、仮に1台しか保有していなかった固定資産を追加でもう1台取得した場合、追加で取得した資産には『No. 2〇〇』として台帳に記載することになるが、既存の資産についても、それまでNo.を付していないことから、台帳上、機器名称の先頭にNo.を振る必要が生じ、台帳の更新作業が煩雑となる。また、そのような煩雑な作業に起因し、台帳の更新漏れのリスク又は実物の名称更新漏れのリスクが機器番号により管理した場合に比べて、相対的に高いことが考えられる。

したがって、そのようなリスクを低減するために、機器番号による管理を実施すべきである。

### 【意見9】下水道台帳のデータ集約化とシステム化について (83頁・11頁)

現状、維持管理計画や投資計画の策定の際に台帳データは用いられていない。その理由として、下水道台帳に全ての資産情報が集約されていない点とシステムによるデータ管理がなされていない点が挙げられる。

全ての下水道財産を、経営を直接担う建設部が適宜適切に把握していない状況は、安定したサービスの供給を阻害する要因になり得る。

また、システムによるデータ管理がなされていない点については、「管路台帳」及び「資産台帳」が紙原簿により管理されていることから、登録内容の変更等の更新作業における作業時間や頻度等及び台帳情報を活用した現状把握分析、将来予測等のデータ分析作業における作業時間や深度等について、システム上でデータ管理した場合に比べ、非効率ないし制約があると考えられる。

より効果的かつ効率的な台帳管理及び情報の利活用へつ

伴い、固定資産台帳及び固定資産台帳の作成要領により、公有財産の管理を行うこととしている。

なお、建物の登記については、出納局通知により、道路や下水道等の特別法が定める財産については、財務規則の適用外であり、登記事項証明書の添付までは要しないこととなっている。

### (対応済み：下水道課)

平成32年度からの地方公営企業の適用に向けて、固定資産の調査・評価作業を実施しており、現在、機器番号による管理を行っている。

### (対応中：下水道課)

平成32年度からの地方公営企業法の適用に向け、現在、新たな事務手続・会計システムを構築する作業中であり、その過程において、情報の一元化を図ることとしている。

なげるために、管轄部署を一元化し、情報集約化を進めるとともに、下水道台帳のシステム化を図るべきである。

なお、管轄部署の一元化及び下水道台帳のシステム化により、一時的なコスト増及び人的資源の不足が想定されるが、今後、想定される公営企業法の法適用化と併せて実施することで、作業負荷を削減できると考える。

### (3) 設備投資計画

【意見10】設備投資計画の精緻化について（86頁・11頁）

長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。

秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。

今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものとする。

### (4) 未利用財産

【意見11】未利用資産の把握の状況について（88頁・11頁）

下水道台帳は「管路台帳」、「設備台帳」、「資産台帳」の3台帳から構成されるが、稼働状況に関する情報が記載された台帳は「設備台帳」のみである。また、その「設備台帳」も、【指摘事項7④】に記載したとおり、稼働状況の情報の整理が不完全であり、現状、未利用資産の把握が適切に行われているとはいえない。

まずは、設備以外の資産については、未利用資産の有無を把握するとともに、未利用資産の一覧表を作成すべきである。

なお、設備について、台帳を適切に整備することで稼働状況を把握できることから、稼働状況に係る情報を整理し、台帳を適切に整備する必要があるのは【指摘事項7④】のとおりである。

加えて、稼働状況を確認するため、現物確認（実査）を定期的に行うべきである。

【意見12】未利用資産の活用について（88頁・12頁）

未利用地の今後の活用方法として、流域下水道処理施設への生活排水処理機能の集約化を進めており、それに伴う処理場の新設及び当初計画では流域下水道処理区域以外であった区域の汚水処理のための施設や汚泥の広域共同処理施設の新設の際に活用することを計画している。

ただし、当該計画を実行した場合であっても未利用地の

（対応中：下水道課）

平成30年度に策定する「経営戦略」において、今後の投資シミュレーション等を行ったうえで設備投資計画を策定する。

さらに、固定資産台帳を整備した後は、減価償却費等を勘案した設備投資計画を策定することとしている。

（対応中：下水道課）

平成32年度からの地方公営企業法の適用に向けて、現在、固定資産の調査・評価作業を実施しており、その中で土地や建物の未利用や低利用状況を把握し、利活用に向けた検討を進めている。

（対応済み：下水道課）

人口減少社会における下水道施設のあり方や処理施設等の将来計画の見直しによって生ずる未利用地については、「広域化・共同化計画」において、市町村との連携による利活用を図っており、また、今後も活用方法については必要な検討を加えてい

<p>全てを活用するには至らないため、引き続き、未利用地の活用方法を検討する必要がある。</p>	<p>く。</p>
<p>4. 十和田湖特定環境保全公共下水道事業の状況  (3) 計画の策定状況  【指摘事項10】十和田湖特定環境保全公共下水道事業に係る経営計画の策定について(111頁・15頁)  当事業は、毎年度1億円程度の赤字が計上され続け(かつ、将来にわたって継続する)、一般会計からの繰入で賄い続ける状況である。  この状況を打開するためには、①十和田湖の観光施策を振興し、観光客を誘致することで大口先であるホテル・旅館からの有収水量を引き上げる、②使用料単価(特に経営に重要な影響を与える大口先の使用料単価)を見直す、③公共下水道が敷設されている小坂町に一部の負担を求める(現在は小坂町の負担はゼロであり、全て県の負担)などの手法が考えられる。②の使用料単価の見直しについては、これまでも下水道課内では検討がされてきたが、大口先の経営状況も芳しくないこともあり、実現に至っていない。  今後の事業の継続性を図る上で、現実には生じ続け今後も拡大が見込まれる赤字の補填を誰がどのようにして負担するのかを検討するとともに、仮に、今後も継続的に一般会計からの繰入で負担する(つまり、県民全体の税金で賄う)のであれば、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の経営計画を策定し、中長期的に、その財政負担がどの程度であるかを明らかにしておく必要がある。</p>	<p>(対応中：下水道課)  十和田湖特定環境保全公共下水道事業においても、平成32年度から地方公営企業法を適用する方針としたことから、平成30年度中に策定する「経営戦略」において、今後の収支計画等を策定し、事業の継続性について検討している。</p>

**平成27年度包括外部監査(基金の運営と管理に係る財務事務)**

<p>事項(報告書・概要書頁)  監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課  措置の内容</p>
<p>4. 各基金に関する事項  (8) 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金  【意見7】老人専用マンションの今後の運営方針について(66頁・6頁)  基金条例では基金の用途は入居一時金の還付だけに特定されておらず、入居一時金の還付以外にも老人専用マンションの健全な管理運営のために使用することが可能である。しかし、老人専用マンションの管理運営は指定管理者が行っており、指定管理料は基金からではなく一般会計から支出しているため、現在は入居一時金の還付のみに使用されている状況にある。  仮に平成27年7月1日時点ですべての入居者が一斉退去したとしても、必要な還付額は6,116,500円であり、基金残高348,052,350円は入居一時金の還付に必要な額を超えて余りある。そのため、基金の規模と用途が問題となる。  近隣に民間の有料老人ホームが設置されたことを受け、入居者数が下落の一途をたどっている現状を踏まえると、今後の老人専用マンションの運営方針を検討すべき時期にきているといえる。施設のあり方を検討した上で、基金をどのように使用するのかを検討することが必要である。</p>	<p>(対応済み：長寿社会課)  老人専用マンションの「施設のあり方」等を検討していく中で、どのように本基金を活用すべきか検討し、平成29年度から現入居者の安全・安心の確保及び新規入居者の確保のための改修・修繕に必要な財源として活用することを決定した。  このことを踏まえ、平成29年度においては老人専用マンションの修繕工事費の財源、平成30年度においては居室のバリアフリー化改修工事費の財源として本基金を活用した。</p>

(11) 秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金

【意見9】基金の設置の意義について (76頁・7頁)

昭和50年に設置された本基金は、県として母子・父子・寡婦に対する福祉の増進を目的に、市町村を通じた貸付制度を創設することとし、その貸付資金として設置されたものである。

ただし、母子・父子・寡婦に対する住宅整備事業は本来市町村が実施すべき事業と考えられ、貸付実績も減少の一途をたどってきており、利用実績の観点からも、制度として維持する必要性は高いとはいえない。

また、制度上の存続意義の観点からも、生活福祉資金は国の補助事業、母子父子寡婦福祉資金は法律に基づいた貸付制度であり、これらを上回る県独自の有利な制度が必要かという観点での議論も必要である。事業として、県が公費を利用して維持すべき融資制度なのかどうかを改めて検討し、その必要性が認められる場合であっても、実績に見合った形でもって基金の縮小を検討すべきである。

(12) 秋田県公的医療機関等設備整備基金

【意見11】連帯保証人及び物的担保について (82頁・8頁)

連帯保証人及び物的担保に関して、平成12年度の包括外部監査報告書で指摘されている。その措置状況が平成19年度の包括外部監査報告書に以下のとおり記載されている。

【平成12年度の指摘・意見に対する平成19年度における措置状況 (抜粋)】

平成12年度指摘事項	平成13年度の措置	現在 (平成19年度) の状況及び意見
2. 債権保全手続の方法について ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。	検討します。	新規貸付先について連帯保証人を1名から2名にしたが、保証能力を検討する手続は追加されなかった。 【監査の意見】保証人の保証能力確認の実証が困難なため、手続の追加が難しいということだが、今後もその代替手段を検討すべきである。(現在、借入人の財務諸表の確認を行っている。)

平成26年度における措置状況に関して検討を行った。

「ア 連帯保証人の保証能力を検討する手続を加える必要がある。」という点は現在も措置されていない。そのため、連帯保証人の保証能力の確認方法に関して引き続き検討することが望まれる。

(対応中：地域・家庭福祉課)

秋田県ひとり親家庭等住宅整備基金は、昭和50年度に5千万円の積立額で開始し、昭和58年度には5億円を超える額で運用していたが、昭和59年度に貸付額が償還額を下回ったため、その後は、年度中の償還額から、当該年度の貸付に必要な額を除いた額を一般会計に繰り出すことにより、平成29年度末の基金残高は、1億円程度にまで縮小している。

基金の貸付対象となるひとり親家庭は、ふたり親家庭と比較すると貧困率が非常に高く、その生活の安定と向上を図ることは、県の重要施策となっている。

このため、平成26年度に「秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、母子・父子世帯と未就業者の多い寡婦世帯について、重点的な支援を進めていくことにより、同基金もその中に掲げられた施策の一つである。

貸付件数は多くないものの、毎年利用実績があり、同種の事業が他に無いことから今後も継続が必要であるが、基金の縮小については、利用実績を勘案しながら、こうした処理を継続しつつ、検討していく。

(対応済み：医務薬事課)

連帯保証人の保証能力を検討する手続については、平成30年8月に貸付要綱を改正し、借入申込書に保証能力を確認できる書類(固定資産税納税証明書、所得証明書等)を添付することとした。



(16) 秋田県林業開発基金

【意見13】 将来の貸付金の回収見込みについて

(98頁・10頁)

林業開発基金は、林業公社の財政運営における収支不足(収支赤字)を補填する目的で支出するものであり、いわゆる運転資金の融資である。したがって、将来返済されることを前提とする。

貸付金が回収されないことは基金を毀損することであるため、回収リスクを検討した。

この点、林業公社の第9次長期経営計画における長期収支見込みは71億円のプラスとなっているが、多分に不確実性を伴う内容となっており、貸付期間が45年から50年の長期に及んでいることから、当基金からの貸付金には回収リスクがあるものと考えられる。

林業公社の経営リスクは、県直営で実施した場合の事業リスクと変わらないため、長期収支見通しのおりに事業が進まなければ、貸付債権はいずれ不良債権となり、基金を毀損させる懸念を抱えている。

第三セクター等の経営に関する調査特別委員会の委員会調査報告書でも指摘されているとおり、高金利債務の解消等を引き続き図ることはもちろんのこと、長期収支見通しとの乖離状況を常にフォローアップし、法人形態の見直しと併せて、長期的な観点から基金のあり方を検討すべきである。

【意見14】 分収契約期間と貸付期間との不一致について

(98頁・11頁)

この貸付金は、基本的に主伐により投下資本が回収される。

現在、長期伐期施業への転換により、分収契約期間が当初の50年から80年へと延長する契約変更を行い、主伐の時期が先送りになっている。それにもかかわらず、貸付金の償還の据置期間は当初の契約の45年～50年のままととなっている(据置期間後に一括返済)。

伐期の延長に合わせて、貸付金償還の据置期間を延長する必要がある。現在のまま貸付金の償還期限を迎えると、当然、その時点で林業公社には返済余力はないため、不良債権化する。その場合、それを避けるために償還資金の融資(いわゆる折り返し融資)をすることになるであろう。

(17) 秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金

【意見16】 基金の活用について(102頁・11頁)

当基金は平成21年度以降活用されていない。預託残高は185万円(平成26年度末)であり、それらも平成27年度末には全額償還予定である。

県では、平成27年度中に金利を引き下げる等の貸付制度の見直しを含めて有効な活用方法を検討するとのことであり、その結果にもよるが、有効な活用方法が出てこない場合には、基金の縮小・廃止も視野に入れ、基金のあり方を検討すべきである。

(対応中：林業木材産業課)

県議会の「第三セクター等の経営に関する調査特別委員会」、外部有識者による「秋田県林業公社のあり方検討委員会」の提言等において、

- ・当面は林業公社を存続させることが妥当
- ・ただし、今後のリスク変化によっては、林業公社を解散して県が事業主体となることが適当との判断もあり得る
- ・そのため、今後も定期的な検証と経営改善のための各種見直し等を行うことが必要

とされており、毎年度、林業公社の長期収支見通しについて、木材価格の変動や公社経営に係る国の制度変更等を反映させた見直しを行っている。さらに、平成29年度には第10次長期経営計画を策定したことから、これらを踏まえながら、基金のあり方を検討していく。

(対応済み：林業木材産業課)

貸付金償還の据置期間延長については、平成29年度に秋田県林業開発基金条例を改正し、平成30年度貸付金から償還期間を平成95年まで延長するとともに、既往貸付金についても、平成30年5月に延長済み。

(対応済み：産業政策課)

平成28年度に貸付利率を0.3%引き下げ1.5%で適用開始し、金融機関への制度周知に努めたが利用実績がなかったことから、平成29年度中に、資源エネルギー庁へ基金の計画内容の変更を申請し、承認を受けた。

これに併せ、県条例を改正し、平成30年度から「秋田県中小企業振興臨時対策基金」として、小規模企業者が地域の商工団体等を活用しながら、事業計画策定から事業実施後のフォローアップまで一貫して行う、販路拡大等の取組に対し補助する「小規模

	<p>企業者元気づくり事業」を実施している。</p> <p>なお、製造の事業用に供する設備の取得に要する資金の貸付事業については、平成29年度末をもって廃止した。</p>
--	---

**平成29年度包括外部監査（秋田県の高齢者福祉を中心とした少子高齢化対策に関する事務について）**

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>I-1 在宅医療・介護ICT連携推進事業</p> <p><b>【指摘事項1】</b>二者以上のものからの見積書徴取の必要性について (42頁)</p> <p>補助先において、一者のみからの見積書徴取など「県が行う契約手続の取扱いに準拠」しているとはいえない契約事務が存在した。今後県として、補助先へ要綱遵守の徹底を求めるとともに、深度ある補助先の契約事務の検査を行うことを求める。</p> <p><b>【意見1】</b>単独随意契約の理由の文書化について (43頁)</p> <p>補助先が行った委託契約において、単独随意契約に至った理由が、補助先から受け入れた報告書及び県の検査調書から読み取れない。今後、県は単独随意契約に至った理由の文書化、文書の県への提出を補助先へ求めることが望まれる。</p> <p>I-2 福祉保健研修・人材センター運営事業</p> <p><b>【意見2】</b>委託業務の内容について (46頁)</p> <p>県は、センターの業務を秋田県社会福祉協議会に委託しており、毎年度作成する協定書には委託料が明記されている。協定書には、平成28年度秋田県福祉保健人材・研修センター事業計画も含まれるが、協定書に示されている委託業務の区分と事業計画の記載内容のつながりが明確ではないので、今後明確にしておく必要がある。</p> <p><b>【意見3】</b>センターが行う無料職業紹介について (47頁)</p> <p>平成28年度の委託事業について、研修事業（講習会等の開催）などは実施する研修が協定書（事業計画）で明確となっているが、研修以外の事業の中には、事業計画で実施内容は定められていても、それをどの程度実施するのかという業務量が明確となっていないものが見受けられる。事業計画、協定書は、実施しようとする業務についてより詳細に記載しておく必要がある。</p> <p>I-3 補聴器相談事業</p> <p><b>【指摘事項2】</b>現金出納日計表について (51頁)</p> <p>平成29年3月の利用者から受け入れた現金の管理を現金出納日計表（手書）で行っているが、鉛筆書きであること</p>	<p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>補助先に対しては、今後、随契理由書の添付など要綱を遵守するよう指導した。また、県による契約事務の検査については複数職員によるダブルチェックを行うなど強化していく予定である。</p> <p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>平成29年度の事業実績報告書に単独随意契約の理由を記した文書を添付させた。今後も県が行う契約手続きの取扱いに準拠するよう徹底する。</p> <p>(対応済み：地域・家庭福祉課)</p> <p>平成30年度の委託契約締結において、事業計画の各項目に委託業務の事業区分を記載し、委託料との関係が明確な契約とした。</p> <p>(対応済み：地域・家庭福祉課)</p> <p>平成30年度の委託契約締結において、協定書別紙の事業計画に実施回数や頻度等の業務量を明記した。</p> <p>(対応済み：福祉政策課)</p> <p>鉛筆書き及び記載誤りがあった箇所については速やかに改善した。併せて、財務規則等の諸規程を確認するとともに、担当者</p>

や記載誤りなどが検出された。今後さらなる現金管理事務の徹底が求められる。

**【指摘事項3】利用者満足度及びニーズ調査の不足について**  
(52頁)

県は、平成27年度（事業開始初年度）において利用者アンケートを実施していない。平成28年度は約1ヵ月限定でのアンケート実施にとどまっている。また、平成28年度のアンケートは県から利用者へアンケート記入を依頼する方式で行われており、平成27年度から現在まで利用者の要望・苦情を吸い上げるための意見箱等の設置は行っていない。今後、適切なアンケートの計画及び実施、事業へのフィードバックによる県民満足度の向上及び意見箱等の設置による県民ニーズの把握を求める。

**【意見4】事業の必要性の評価について**  
(52頁)

当事業は適切な民間受託者が見当たらなかったことを受けて、県が事業を引き継いだ経緯があるものの、行政サービスとしてではなく民間団体による実施も可能とも推測される。少子高齢化が進んでいる秋田県において、全国に先駆けこのような事業を行うことは相応に有効であるものと想定はされる。だからこそ県として適切な事業評価（事業必要性の評価）を実施し、将来に向け事業を発展させることを望みたい。

**【意見5】補聴器業者の公表について**  
(53頁)

現在の秋田県当事業のホームページに掲載された補聴器相談日程において、該当相談日にどの業者が担当するか、各業者がどのような価格帯や特徴等の補聴器を扱っているかについての情報提供はない。相談者の補聴器選択の幅の拡大、利便性の向上のため、ホームページ上に担当者及び扱う補聴器の情報提供を行うことが望まれる。

**【意見6】補聴器業者の公募について**  
(54頁)

公平性・透明性の確保、競争性の発揮及び補聴器選択の幅の拡大による利用者のサービス向上という観点から、補聴器業者の拡大や公募実施等が望まれる。

**I-4 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業**

**【意見7】アンケートのニーズ分析について**  
(56頁)

県は平成28年度実施のアンケート結果を受け、平成29年度から年間12百万円の予算にて対象世帯の中学生に対する学習支援事業（集合型、訪問型）を実施している。今回のアンケートは、ひとり親世帯が困っている事項、心配している事項より県がニーズを汲み取る方式となっているが、現実的な支援案をアンケートに列挙し、ひとり親世帯から優先順位を回答してもらった項目を追加することも有効であったのではないだろうか。また、アンケート結果から平成29年度以降の学習支援のニーズを汲み取っているが、そ

間で情報共有を図る仕組みとするなど、適切な事務処理の徹底を図った。

（対応済み：福祉政策課）

平成30年2月から新たに意見箱を設置し、利用者の要望・苦情に対応している。なお、アンケートについては、1ヵ月限定の調査であっても利用者の属性に変わらないことから有用なサンプルとなると考えており、質問内容を見直した上で、平成30年6月にも1ヵ月間のアンケートを実施し、利用者満足度の向上を図っている。

（検討中：福祉政策課）

現在実施中のアンケートや意見箱における利用者の声を参考に事業の有効性を評価するとともに、利用者・医療者の双方から意見を聴いて、利用者側のニーズだけではなく、医療者側の必要性も考慮の上、今後の事業のあり方等について平成30年度中に方針を決定する予定である。

（対応困難：福祉政策課）

当該相談日にどの業者が担当するかという情報提供については、平成30年8月実施分からホームページ上で公表済みであるが、各業者の扱う補聴器の特徴や価格帯の情報については、特定業者の製品等の広告につながるため実施は困難である。

（検討中：福祉政策課）

当事業に賛同・協力できる業者があれば、参加業者の拡大を図ることは可能であり、公募制導入に向けて、平成30年度中に方針を決定する予定である。

（対応困難：地域・家庭福祉課）

今回のアンケートは、実態把握のためのアンケートであり、事業を実施するに当たって優先順位をつけることを目的としたものではない。

なお、本事業は県民ニーズのほか、有識者や実践者からの意見、国の支援策、市町村の実施状況など様々な観点から検討の上事業化したものであり、アンケート結果からのみ判断したものではない。

の判断過程が明確に文書化されていないので、今後同様の事例については詳細な文書化を求める。

#### I-5 福祉サービス利用支援事業

【指摘事項4】補助先の旅費規程に反する支出について  
(59頁)

平成28年度、補助先の担当者は東京都で開催された「都道府県・指定都市社会福祉協議会日常生活自立支援事業所長会議」に出席している。秋田県から東京都への移動手段は飛行機であったが、この航空費について補助先の旅費規程に反する取扱いがなされていた。県は、旅費規程に則した事務実施を補助先に対し、徹底する必要がある。

#### I-6 地域生活定着支援事業

【意見8】業務実施完了報告書の充実について  
(62頁)

秋田県と社会福祉法人Aの間で締結した業務委託契約書において平成28年度実績報告書を入手しているが、実績報告書の内容は当事業の決算明細にとどまり、具体的な業務内容は全く記載されていない。県は、実績報告書において自らが事業実施をしている場合と同程度の情報を入手することが望まれる。

#### I-7 社会福祉会館管理運営費

【指摘事項5】用水路管理業務の契約方法について  
(65頁)

社会福祉会館の指定管理者は用水路管理業務を県内のY社へ委託している。契約は単独随意契約で行われており、監査の結果、競争性及び経済効率性が失われていると判断した。県としては、一般競争入札を行うことで契約の競争性及び経済合理性が確保されるよう指定管理者への指導徹底を図るべきである。

【指摘事項6】樹木管理業務委託の契約事務について  
(66頁)

社会福祉会館の指定管理者は、社会福祉会館敷地内の樹木管理業務を県内の業者Z社へ委託している。このZ社との契約において、「契約書に金額単位がないこと」及び「業務範囲の不透明性」の2つの問題事項が発見された。県として指定管理者へ適切な契約事務を指導すべきである。

【指摘事項7】備品管理の不備について  
(66頁)

社会福祉会館に存する備品についての実査を行ったところ、管理シールの添付がないなど秋田県財務規則に反する取扱いが発見された。また、テレビ等の備品台帳記録のない所有権不明の備品の実在も散見された。今後、備品管理の徹底が求められる。

#### I-8 社会福祉会館大規模修繕事業

【指摘事項8】委託先からの資料の返却確認について  
(68頁)

劣化度診断調査開始時、県から受託者A社へ社会福祉会

(対応済み：地域・家庭福祉課)

航空機出張については、旅費規程に則し、実費支給であることが確認できる事務手続きを講じるよう、速やかに補助先を指導した。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

平成29年度委託契約に係る実績報告書には、決算明細に併せて具体的な業務内容を記載するよう、速やかに指導した。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

平成30年度の実施分から、用水路管理業務を設備管理業務と併せて一つの業務として設計し、一般競争入札として執行するよう指導した。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

平成30年度の実施分から、見積書徴収の前提となる仕様書への業務範囲の記載を明確化するよう指導した。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

社会福祉会館内に存在する備品について、県・県社協・その他入居団体の所有関係を明確にし、県財務規則に従い適切な取扱いをするよう速やかに指導し、シール貼付を確認した。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

指定管理者に対し、適切な業務実施をするよう速やかに指導した。

館建設時の完成図書等の貸与がなされており、仕様書上では「受注者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査職員に返却するものとする」と明記されている。しかしながら、返却は劣化度診断調査の完了日（完成検査日）から2ヶ月超経過していた。また、県が契約書にて定めた様式の貸与品返還書において、各物品の返還を確認したときに県が受領確認印を付すことが求められているが、この受領印が漏れている状況であり、紛失等が発生した場合における貸与品管理責任の所在が曖昧になる等の問題があった。契約書・仕様書等内容に基づく業務実施の徹底を求めたい。

#### I-9 福祉施設経営指導事業

【指摘事項9】経営指導センターにおける非常勤職員への報酬形態について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）  
(71頁)

弁護士、公認会計士、社会保険労務士の各資格1名の計3名は、月1回経営指導センターに来所し2時間の相談対応を行っているが、報酬は相談がない月も窓口待機報酬として一律に支給がなされている。ここで、問題だと考えることは、相談件数があまりに少ない現状において報酬支給の大部分が窓口待機に対する報酬として支払われている実態であり、効率性の観点から好ましくない。たとえば、平成28年度において最も相談数が少ない弁護士は、年間の相談件数1件となっている。県として今後、非常勤職員の来所頻度のあり方を検討していきたいとのことであり効率的な運用を期待したい。

【指摘事項10】福祉施設経営相談受付及び指導記録表の誤記載について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）  
(72頁)

個々の相談事項を記録した「福祉施設経営相談受付及び指導記録表」から監査人が集計した職員区分別相談件数（源泉【A】）と、「平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告書」に記載されていた職員区分別相談件数（源泉【B】）の間で不整合があった。実際の相談回答者と記録上の回答者が異なる今回の事案は、責任区分の観点から重大な問題であり、今後同様の事態がないよう厳格な対応を求める。なお、指摘した平成28年度福祉施設経営指導事業実績報告の誤謬は、監査期間中に適切に修正されていることを確認した。

【意見9】経営指導センターのインターネット広報について（福祉施設経営指導事業費補助金事業）  
(73頁)

【指摘事項9】において指摘した相談件数が少ないことの要因として経営指導センターのインターネット広報の不足が一因と考えられる。今後県として秋田県社会福祉協議会に対し、少なくとも他の自治体レベルでの情報提供を行うというホームページ内容への早急な改善を指導すべきである。

【意見10】福祉サービス第三者評価制度の普及啓発について（福祉サービス第三者評価事業）

今後実施する委託契約については、契約書及び仕様書等に基づき適切に事務を執行するよう随時指導をしていく。

（対応済み：地域・家庭福祉課）

非常勤職員は、来所時以外にも常勤指導員が受けた電話相談内容に対してファックス等による助言により支援をしている。

また、利用者の拡大を図るため、平成30年5月にホームページを分かりやすくし、併せて相談件数の少ない部門においては、年間開催回数を見直し、効率化を図ることとした。

（対応済み：地域・家庭福祉課）

組織内での確認を確実に行うなど、適切な事業執行を行うよう、速やかに指導した。

（対応済み：地域・家庭福祉課）

他の自治体の掲載内容等を参考に利用者本位の充実した情報提供内容とするよう、速やかに指導した。

（対応済み：福祉政策課）

平成29年度は、初の試みとして、国が重

<p>(75頁)</p> <p>平成28年3月末現在の福祉サービス第三者評価制度の対象施設477件に対し、第三者評価を受けたことのある施設は40件、受審率8.3%と非常に低い状況である。県は、第三者評価を受けることによって事業経営の新たな指針を得られること、サービスの質の向上に意欲的であることを外部にアピールできること、さらにはこれらのメリットは受審コスト約20万～30万円以上の価値があることを、今以上に各事業所に理解させる必要がある。また、県は第三者評価制度そのものの知名度を高めることも重要である。</p> <p>I-10 生活福祉資金貸付事業</p> <p>【指摘事項11】徴収不能引当金の計上誤りについて (76頁)</p> <p>補助先である県社協の徴収不能引当金の計上方法及び計上額が誤っていた。県は、秋田県社会福祉協議会に対し会計基準に則した経理処理の指導徹底を求める。</p>	<p>点としている保育関係者を対象としたオープン講座を開催し、第三者評価事業の普及啓発に努めたところであるが、今後更なる普及を図るため、市町村を通じた第三者評価事業の仕組みや活用法を紹介したパンフレット等の配布や、市町村ホームページの保育施設一覧から評価結果を閲覧できるワムネット等へのリンク作業を市町村に対して依頼した。</p> <p>(対応済み：地域・家庭福祉課)</p> <p>平成30年2月27日付け文書により、秋田県社会福祉協議会に対して適切な経理処理をするよう指導した。</p>
<p>II-1 元気で明るい長寿社会づくり事業</p> <p>【意見11】補助対象範囲の明確化と適切な収支報告の入手について (80頁)</p> <p>高齢者元気アップ推進事業費補助金が公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に交付されているが、収支計算書の支出項目において、補助対象経費であることが明記されていないため、補助対象経費の実績と補助金が整合していることを確認できない状況である。また、経費相互間の流用の状況も確認できない。県は交付要綱等において補助対象経費を明記するとともに、収支計算書の支出項目には補助対象経費であることを明記するなど、補助事業者から適切な収支報告を提出させる必要がある。</p> <p>【意見12】新しい総合事業取組支援事業のより効率的・効果的な実施について (81頁)</p> <p>平成26年度の介護保険法の改正により、市町村は平成29年4月1日までに「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、「新しい総合事業」という。)を実施することとなっている。新しい総合事業の取組支援事業では、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に委託して、各市町村が新しい総合事業を円滑に実施できるように支援している。今後も新しい総合事業の取組支援事業を継続して取り組んでいく必要はあるが、その際、実績を十分に分析し、より効率的かつ効果的な情報提供や支援となるように工夫することが求められる。</p> <p>【意見13】委託料の適正な積算について (82頁)</p> <p>高齢者ほっと安心相談事業では、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団に対して高齢者総合相談・生活支援センター運営事業を委託している。平成28年度の委託料は15,015千円である。ただし、実績に対する経費が網羅的に積算されていない。県は、委託料の積算に当たって、実施計画の</p>	<p>(対応済み：長寿社会課)</p> <p>平成29年度の実績報告書から、補助対象経費が確認できる様式で対応している。</p> <p>(対応済み：長寿社会課)</p> <p>平成30年度から、事業の対象者等からのヒアリングやアンケート等によるニーズや成果を踏まえ、より効果的な支援となるよう実施している。</p> <p>(対応予定：長寿社会課)</p> <p>実施計画の内容や経費の積算については、平成31年度当初予算積算時に委託先と十分協議を行い内容を精査するとともに、適正な見積もりを行う予定である。</p>

内容を踏まえた適正な見積もりを行うとともに、委託先からそれを踏まえた委託料精算書等を提出させる必要がある。

**【意見14】委託契約時の見積書の徴取について**  
(83頁)

平成28年度の新しい総合事業の取組支援事業及び高齢者ほっと安心相談事業において、県は公益財団法人秋田県長寿社会振興財団と5件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第172条第2項第4号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

**Ⅱ－２ 高齢者の社会参加促進事業**

**【指摘事項12】補助金算出根拠の老人クラブ数について**  
(85頁)

市町村に交付される友愛訪問活動強化支援事業補助金の算出には、各市町村で友愛訪問活動を実施している老人クラブ数が根拠となる。一方、公益財団法人秋田県老人クラブ連合会（県老連）も友愛訪問活動を行っているクラブ数や対象者数を集計しているが、県老連から報告された数値と市町村から報告された数値を比較すると、24市町村のうち、クラブ数は7市町、対象者数は12市町村で差異が見られた。今後、市町村から友愛訪問活動を実施した老人クラブの一覧表を提出させたり、疑問点を市町村に確認するなど、追加の根拠情報を入手し、データの正確性を確認することが不可欠である。

**【意見15】市町村補助額の根拠資料について**  
(86頁)

老人クラブ事業及び市町村老人クラブ連合会に対する補助金の算出方法は、老人クラブ及び市町村老人クラブ連合会に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となるが、平成28年度に県から補助金が交付された18市町村の実績報告を確認したところ、3市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

**【意見16】より効果的な補助事業に向けた見直しについて**  
(87頁)

友愛訪問活動への支援は秋田県第6期介護保険事業支援計画（第7期老人福祉計画）でも位置付けられている事業であるが、適正クラブの友愛訪問活動実施率は6割程度にとどまっている。県老連報告を含めても、24市町村のうち5市町村では、友愛訪問活動の実施が確認されていない状況である。今後、補助の対象や補助金算出方法などを工夫し、より一層効果的な補助事業となるように見直しがなさ

(対応予定：長寿社会課)

当該契約については、唯一専門的な知識・技術を有し、これまでの事業実績による経験等の蓄積が必要であり、事業費の決定においては、効果的・効率的な事業を行えるよう妥当な額を積算している。また、相手方と事前調整を行った上で事務手続きを行っていることから、庁内関係各課との合意に基づき、県財務規則第172条第2項第4号に該当するものと判断し、見積書徴取を省略しているものである。

なお、今後は事前調整の資料の添付等により、双方向で委託金額が決定された過程を明確にしていく予定である。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度実績報告から、市町村に友愛訪問活動を実施した老人クラブの一覧表を提出させ、県老連からの報告と数値が乖離していた場合は市町村に確認をしている。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度実績報告から、市町村が支出する当該補助金額を歳入歳出決算書の備考欄に明記するよう求めている。

(検討中：長寿社会課)

平成31年度中に見直しについて検討の予定である。

れることを期待する。

## Ⅱ－３ 老人クラブ助成事業

【指摘事項13】 補助金算出根拠の老人クラブ数や会員数について  
(89頁)

老人クラブ助成費補助金の算出方法は、各市町村の老人クラブ数と、各市町村に1団体ずつある市町村老人クラブ連合会の加入クラブの会員数などに応じて補助金額の計算が行われている。ただし、平成28年度に市町村が補助金の実績報告で算定根拠として示している適正クラブ及びその他クラブを合わせた市町村集計と市町村老連加入のデータを比較すると、24市町村のうち8市町村において差異が見られる。県は、一定の根拠に基づき、合理的な手続きによって正確性を確認できた老人クラブ数や会員数を用いて補助金の算出を行う必要がある。

【意見17】 市町村補助額の根拠資料について  
(91頁)

老人クラブ助成費補助金の算出には、老人クラブ及び市町村老連に対して各市町村が支出する補助額のデータが必要となる。県は市町村に対して実績報告時の実施調書に老人クラブ及び市町村老連への補助額を記載させるとともに、その根拠資料として市町村長印のある歳入歳出決算書を提出させている。ここで、平成28年度に県から補助金が交付された24市町村の実績報告を確認したところ、8市町村の歳入歳出決算書の内容は実施調書等に記載されている市町村補助額を直接証明する根拠資料となっていなかった。県はデータを裏付ける根拠として市町村から適切な資料を入手する必要がある。

【意見18】 老人クラブ助成の見直しについて  
(91頁)

老人福祉計画にあるように老人クラブの役割は依然として重要であると考えられるが、老人クラブへの助成事業については時代の変化に対応した形に見直していくことは不可欠である。たとえば、補助対象老人クラブの拡大や老人クラブに限定しない助成への移行である。県は、老人クラブ加入率の低下の事実と実態調査などの結果を踏まえ、老人クラブへの助成事業を見直す必要がある。

## Ⅱ－４ 地域で支える認知症施策推進事業

【意見19】 委託契約時の見積書の徴取について  
(95頁)

平成28年度の認知症医療・介護体制充実強化事業とみんなで支える認知症施策推進事業において県は7件の委託契約を締結している。いずれも単独随意契約であり、かつ見積書の徴取を省略している。今後の委託契約に際しては、県財務規則第172条第2項第4号を適用する妥当性をその都度、より一層慎重に確認することが重要であり、その結果、できるだけ見積書を徴取することにより、双方向での事前調整の過程を明確にした上で、契約するように努める必要がある。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度実績報告から、市町村に算定根拠となる適正クラブの一覧表を提出させ、実績報告と数値が乖離していた場合は市町村に確認をしている。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度実績報告から、市町村が支出する当該補助金額を歳入歳出決算書の備考欄に明記するよう求めている。

(対応困難：長寿社会課)

老人クラブが主体的に行う活動を活性化することで、高齢者全体の活動の推進や生きがいづくりにつなげていくことが重要であることから、県としての支援は必要であると考えている。

(対応予定：長寿社会課)

当該契約については、唯一専門的な知識・技術を有し、これまでの事業実績による経験等の蓄積が必要であり、事業費の決定においては、効果的・効率的な事業を行えるよう妥当な額を積算している。また、相手方と事前調整を行った上で事務手続きを行っていることから、庁内関係各課との合意に基づき、県財務規則第172条第2項第4号に該当するものと判断し、見積書徴取を省略しているものである。



【意見20】補助金の実施計画・実績報告について  
(96頁)

市民後見推進事業費補助金は、市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化することを目的とし、地域における市民後見人の活動を推進する事業に要する経費等を補助している。平成28年度は横手市と湯沢市の2市に対して合計2,668千円の補助金を交付している。湯沢市では当初予定していた市民後見人養成研修を開催できなかったことなどにより、補助金は当初予算額2,365千円よりも1,918千円少ない447千円の交付にとどまっている。しかしながら、湯沢市が県に提出した書類では、その活動内容を示す実施計画は当初予算段階で想定されていたものであり、市民後見人養成研修の開催などが記載されたままである。県は市町村に対して、交付対象事業の実施内容をより一層正確に報告するよう適切に指導する必要がある。

【意見21】認知症施策の推進について  
(97頁)

県には認知症施策の加速度的な展開が求められており、量的な目標達成に向けて多くの事業を同時並行的に進める必要があるが、その際、より効果的あるいは効率的な運営や対応、さらに利用者の満足度など、質的な側面にも十分配慮しつつ取組が行われることを期待する。

## II-5 介護人材確保対策事業

【意見22】介護の職場体験事業の開始時期について  
(101頁)

本事業は、高校生等を対象とする介護の職場体験を実施するものであり、平成28年度の新規事業である。初年度は日程的にかなり厳しい状況にあったとのことであるが、今後は、事業の目的である介護の仕事と魅力を紹介するために、より多くの職場体験者を集められるよう対応していく必要がある。そのためには、広報を行う時期を早め、あわせて職場体験を実施する時期も早めることが一つの方法であり、県はそのことを県社協に要請することが望ましい。

【意見23】介護の職場体験事業における大学生への対応について  
(103頁)

職場体験事業について、「秋田県高校生等を対象とする介護の職場体験事業実施要綱」では本事業の対象者を高校生や大学生としている。一方、委託契約を締結するにあたって業務仕様書を作成しているが、業務委託仕様書では、高等学校に対してどのような対応を行うのかは示されているが、大学生もしくは大学に対してどのような対応を図るのかが示されていない。短期大学、大学及び一般から職場体験希望者を募るためにどのような対応を図るのかを整理し、具体的な対応を業務委託仕様書等で明確化しておく必要がある。

なお、今後は事前調整の資料の添付等により双方向で委託金額が決定された過程を明確にしていく予定である。

(対応中：長寿社会課)

平成30年度から、市町村における補助事業の進捗状況の把握に努めるなど、連絡調整を密にするとともに、実施計画に変更があった場合は、変更後の実施計画書を提出するよう適切に指導していくことにした。

(検討中：長寿社会課)

平成31年度事業実施に向けて検討中である。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度からは、広報を年度当初から行い、職場体験の実施時期も、メインとなる夏休み期間の前でも、要望に応じて対処している。

(対応済み：長寿社会課)

平成30年度契約より、大学等の養成施設にも訪問による事業周知をするよう仕様書で示した。

また、一般については、関係機関・団体をとおした事業周知チラシ・ポスターの配布及びホームページを活用した事業周知を図っている。

## II-6 社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

【意見24】請求額の根拠データの確認について  
(105頁)

県は毎年、福祉医療機構からの請求に基づいて補助金を交付しているが、福祉医療機構は県内の被共済職員数に国から示される基準単価を乗じて請求額を算定している。県として請求額の妥当性や正確性を確認できるのは被共済職員数であるため、平成28年度に福祉医療機構から提出された県内の共済契約加入施設名簿を確認したところ、職員数の合計は10,847人であり、前述の被共済職員数7,790人と一致していなかった。監査時に県から改めて福祉医療機構に依頼し、補助対象職員数の記載されたデータを入手することにより、ようやく職員数の整合性を確認できたところである。以上により、県は福祉医療機構からの請求額の根拠データを分析し、補助金額の妥当性、正確性を確認する必要がある。

## II-7 老人福祉施設等環境整備事業

【意見25】補助単価の算定方法について  
(107頁)

実施要綱によると、老人福祉施設整備費補助金の額は、県の予算の範囲内で、過去3年間の実績の平均額から対象経費を算定し、算出された対象経費の実支出額の4分の3を補助単価とするとだけ定められている。この実施要綱の記載だけでは補助金額の具体的な算定方法がわからない。さらに、補助単価の設定過程についても見直しの余地がある。つまり、県独自の補助金として見直すことが可能であれば、今後、補助単価の設定について検討することが望ましい。その際、補助金の新たな単価や算定方法を導入したとしても、補助対象事業の総事業費に対する補助金の割合は従来からアップしないようにすることが重要である。

【意見26】補助金の交付条件について  
(108頁)

本事業と後述する地域介護福祉施設等整備事業は、補助対象施設や補助金算定方法は異なるものの、県内の社会福祉施設の整備に対する補助金であることは同じであるが、本事業の実施要綱における補助金交付条件の記載は、地域介護福祉施設等整備事業の実施要綱（地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱など）よりもかなり簡略化されている。別の補助事業として交付条件が異なることはあるが、必要な交付条件については一貫した記載とし、同様の社会福祉施設整備に対する関連の補助金として整合性を持たせることが望ましい。

## II-8 地域介護福祉施設等整備事業

【指摘事項14】消費税等に係る仕入控除税額の報告について  
(111頁)

本事業を構成する3つの補助事業では、それぞれ地域密着型サービス施設等整備事業費補助金交付実施要綱、介護施設開設準備経費等支援事業費補助金交付実施要綱、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金交付実施要綱（以下、3つを総称して「実施要綱」という。）に基づいて、補

（対応済み：長寿社会課）

平成29年度より、根拠データの提出を福祉医療機構に求めている。

（対応予定：長寿社会課）

平成31年度の補助要綱より、補助単価を設定し、補助金額の具体的な算定方法を記載する予定である。

（対応済み：長寿社会課）

平成30年度の補助要綱より、同様の補助金の実施要綱との整合性を持たせた補助要綱に改定済み。

（対応済み：長寿社会課）

平成28年度補助事業者に対しては、改めて平成29年9月に指導済み。

今後も、実施要綱に定められた補助金の交付条件等を遵守するよう適切に指導していく。

助金が交付されている。実施要綱では、県事業など、県が直接、事業者に補助金を交付する場合の条件として、「補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が定める様式により速やかに知事に報告しなければならない。」などと定められている。平成28年度は介護施設開設準備経費等支援事業費補助金の2件、特別養護老人ホーム等空間整備事業費補助金の1件、合計3件の補助対象事業が該当するが、いずれも「消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額報告書」は県に提出されていなかった。県は、補助対象事業者に対し、実施要綱に定められた補助金の交付条件等を遵守するよう適切に指導を行う必要がある。

【意見27】 補助対象事業における入札の実施について  
(112頁)

実施要綱では、補助金の交付条件として、補助対象事業者が事業を行う場合は原則として一般競争入札によるなど県や市町村の契約手続きに準拠することが定められているが、今回の監査で確認した限りにおいては、実際には県や市町村の契約手続きに準拠していない事業があるのではないかとの懸念が生じる。県は、補助金の交付決定通知等の際に改めて補助対象事業者に交付条件を遵守するよう周知する必要がある。

Ⅱ－9 老人福祉総合エリア運営費（北部、中央地区、南部）

【指摘事項15】 指定管理者の公募期間中の個別交渉について  
(114頁)

現在の指定管理者の公募は平成27年度に行われている。申請書類の一つに「指定の申請に関する意思の決定を証する書類」があり、監査で申請書類確認の一環として事業団から提出された理事会の議事録等を閲覧したところ、指定管理者への申請の意思決定のために、指定管理施設と一体的に運営されている施設に関して県と協議を行ったことが記録されていた。指定管理者の公募に申請しようとする者は、定められた期間に所定の方法で質問をすることにより県とやりとりを行うことができるが、事業団と県の協議は定められた質問等の手続きを経っていないものである。県は、指定管理者の公募に関して、不要な誤解を招かないよう徹底する必要がある。

【意見28】 指定管理者選定委員会の独立性の確保について  
(115頁)

平成28年度から5年間の3エリアの指定管理者を選定するための選定委員会は5名の委員で構成され、そのうち3名が大学教授などの外部委員であり、残り2名は県の健康福祉部次長が就任している。委員長は健康福祉部次長である。ここで、平成27年9月時点で、県の健康福祉部長が事業団の理事に就任している。他にも県のOBが事業団の理事や評議員となっており、応募者に対する選定委員会の独立性を確保するための規定は不十分である。指定管理者制度の運用に係るガイドライン及び健康福祉部指定管理者選定委員会設置要綱において応募者に対する選定委員会の独

(対応中：長寿社会課)

補助金の交付決定通知等の際に改めて補助事業者に交付決定条件を遵守するよう周知している。

(対応予定：長寿社会課)

今後も、指定管理者の公募に関して、公平性や透明性の確保に努める。他事業の関連で、申請者との協議が必要な場合は、可能な限り、公募期間外に行うようにするとともに、緊急の場合等においても、不要な誤解を招かない方法を工夫し対応する。

(次回公募時（平成32年度中）に対応予定)

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約3/4が更新の選定を行う平成32年度までに、他県の運用や施設所管課の意見等を踏まえ、指定管理者の運用に係るガイドラインの見直しを行っていく。

立性を確保するための手続きを定め、それに基づいて選定委員会を運営する必要がある。

**【意見29】 施設の利用促進について**  
(116頁)

県と指定管理者は各年度で利用者数や利用料金収入の目標を設定している。利用料金収入でみると、平成28年度はいずれのエリアも目標額を達成できていないなど改善の余地がある。県は、着実に施設利用者数の増加につながるよう、指定管理者の目標設定やその実績の評価、指定管理者への指導・支援を通じて、より一層効果的な利用促進を図っていく必要がある。

**【意見30】 指定管理業務の収支の分析・評価について**  
(118頁)

一般的に指定管理者制度、特に利用料金制を導入している場合には、県は必要以上に指定管理業務の細かい実施内容にまで口を挟まず、指定管理者に任せる姿勢が求められるが、協定書や仕様書での目標や業務内容の設定、そして事後的な評価については十分に行う必要がある。その一環として収支予算や収支決算の内容の分析、評価は重要である。県は、指定管理業務の収支の分析・評価をより一層深化させ、その結果を活用していく必要がある。

**【意見31】 指定管理者選定委員会等の役割について**  
(121頁)

選定委員会に専門的かつ客観的な立場から指定管理者制度導入の趣旨を踏まえた審査が求められているとすれば、本来は審査基準の検討など前段階から関与することが必要である。県は、指定管理者制度のステップアップのために、指定管理者選定委員会の役割の拡大、あるいは他の組織による対応について検討することが望ましい。

**【意見32】 過去の包括外部監査に対する措置状況について**  
(121頁)

今回の監査において、措置以降の状況も含め確認したが、「選定委員は過半数を外部者にする。」こと等、おおむね対応していた。この点は評価するところである。なお、県として行うべき事業なのかを含め施設の根本的なあり方の問題や南部老人福祉総合エリアのテニスコートの問題さらには利用率の向上に向けた努力の問題等は、今後も引き続き検討が必要な項目である。継続的な検討を望むところである。

## II-10 施設入所者援護費

**【意見33】 日用品費支給の請求資料について**  
(124頁)

実施要綱によると、対象者が日用品費の支給を受けるには、老人福祉施設が毎月初日の在所者に関する日用品費支給対象者証明書（以下、「対象者証明書」という。）を添付して10日までに県に請求する必要があるが、県からの資金交付を受ける前に老人福祉施設が在所者に日用品費を支給した場合は、日用品費支給対象者の受領印を徴した支給簿

(対応中：長寿社会課)

施設の利用促進については、指定管理者との協議を重ね、施設利用者の増加につなげるための施策を検討しているところである。(平成32年度末までに措置終了予定)

(対応予定：長寿社会課)

次期指定管理者の公募(平成32年度中)までに、指定管理業務の事後的な評価を十分に行い、協定書や仕様書の設定に反映させる。

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約3/4が更新の選定を行う平成32年度までに、他県の運用や施設所管課の意見等を踏まえ、指定管理者の運用に係るガイドラインの見直しを行っていく。

(対応中：長寿社会課)

現在、老朽化等が進む南部エリアについては、指定管理者との打合せを重ね、施設のあり方等について、検討を続けている。

今後も随時、各エリアの利用率の向上等について、指定管理者と検討する。(平成32年度中に措置終了予定)

(対応済み：長寿社会課)

実施要綱を改正し、老人福祉施設からの請求には日用品費支給対象者証明書を添付することとし、遅くとも次の支給日までに日用品費支給対象者の受領印を徴した支給簿の提出を求め、全ての施設を2重にチェックするようにした。

を付して請求することができる」とされている。原則、対象者証明書であり、支給簿も可とする定めとなっているが、支給簿の提出は請求の実態に即しているとともに日用品費が本人に支給されたことを確認できるため、今後、事業を継続する場合、事後的に支給簿を提出させるなどの方法を工夫して従来どおりの対象者証明書による請求も可としつつ、支給簿による請求を原則とすることが望ましい。

**【意見34】 事業の見直しについて**  
(125頁)

日用品費支給については、各地域の施設やその入所者の実情を把握しやすく、かつそれを踏まえた適切な支援の仕組みを構築・運用できるのは県よりも市町村である。県による実施の妥当性に関する検討を含め、改めて事業のあり方や支給の体制、単価などを見直すことが望ましい。

**Ⅱ－11 軽費老人ホーム減免利用料補助金**

**【意見35】 実績報告の誤りについて**  
(127頁)

補助金額は各施設から提出される実績報告に基づいて確定されるため、平成28年度の23施設の実績報告について、その内容を確認したところ、2件の誤りがみられた。実績報告の誤りは補助金額の誤りにつながりかねないため、県は各施設に対して実績報告等の提出書類の記載方法をより丁寧に指導するとともに、重要な誤りが見逃されることがないように提出された書類の確認を行う必要がある。

**Ⅱ－12 福祉医療費等助成事業**

**【意見36】 照合結果の明確化について**  
(131頁)

本事業は、県内市町村が医療費の自己負担相当額の一部を助成した場合に、県がその助成額（の一部）を当該市町村に助成するものである。県から各市町村への助成は、年度初め（概算払い）と年度末（確定払い）の2度行われている。各市町村から県には「月別給付・戻入等の状況」が年度末の支払時期前に送られてきており、県はこれに基づいて助成を行っている。一方、医療機関に対する医療費の支払いは、国民健康保険によるもの、被用者保険によるもの、後期高齢者医療保険によるもの、その他に大別され、それぞれの機関から県に医療費の支払いに関するデータが毎月送られてくる。国民健康保険は秋田県国民健康保険団体連合会から、被用者保険は社会保険診療報酬支払基金からデータが送られてくるが、県は、これらのデータと「月別給付・戻入等の状況」を照合して月々の助成額を確定させている。そして、年度終了時点で12か月分の実績を集計し、年間の助成額を確定させている。現状においては、これら照合作業や集計作業はパソコンで行われているが、その結果が出力されていないため、第三者が照合作業や集計作業の正確性を検証することが困難となっている。県においては照合結果の明確化を図る必要がある。

(対応困難：長寿社会課)

日用品費支給に対するニーズはあり、県内の無収入である被措置者に対して公平に支給するためには県が事業を行うことが適切であると考えられるため、事業のあり方を変えることは難しい。

(対応済み：長寿社会課)

平成29年度の実績報告より、各施設に対して補助金交付に係る書類の記載方法等について、誤りやすい部分を例示し、注意喚起の通知を発出した。また、提出された書類については、補助額に影響がない部分についても十分に確認している。

(対応済み：国保・医療指導室)

市町村の支払いデータと各医療機関から提供されるデータの照合・集計作業については、Excelファイルを使用して行っているが、平成30年3月（平成29年度分補助金支払）から、照合結果表を印刷して補助金確定に係る起案文書に添付することとし、照合結果の明確化を図った。

**Ⅲ－1 すこやか子育て支援事業**

**【意見37】 待機児童への対応について**

(対応済み：幼保推進課)

(134頁)

秋田県は、東北6県では2番目に待機児童が少ない結果となっている。秋田県の待機児童41人の内訳としては、大館市、潟上市がそれぞれ19人、北秋田市が3人であるとされる。しかし、本来人口減少と少子高齢化の進む秋田県において待機児童自体が存在すること自体不合理なことである。地域の一極集中に伴う転入者の増加とそれに伴う保育士の不足（産休・育休明けのニーズを含む）が原因と考えられるが、県による臨機応変な調整機能が期待される。

### Ⅲ－3 地域の子育て力向上事業

【意見38】 地域子育て家庭優待事業等の広報活動について  
(143頁)

本県では、子育て家庭優待事業の広報活動において、ITを利用したものとしては、Webを利用するほか、Facebookを利用し、LINE等の利用についても現在検討中であるとされている。今後は携帯からのアクセスが中心となることを前提に、これまで利用してきたSNSに加えてTwitterの利用も含めたタイムリーな情報発信をも心がけることが望ましい。

【意見39】 祖父母手帳の発行等について  
(143頁)

地域の実情を踏まえつつ、子育て世代に対する適切な情報提供機能の重要性は高まっている。単に、他県に追随する必要はないが、秋田県においても、その地域の特性を踏まえ、「祖父母手帳」等きめ細かな情報提供機能の県民への提供を行うためのさらなる施策が望まれる。

### Ⅲ－4 児童福祉諸費

【意見40】 読み聞かせの効果と今後の課題について  
(147頁)

秋田県は、「マザーズ・タッチ文庫」を通じて昭和40年代から読み聞かせの推進を継続している点は評価できる。当該文庫の選考委員については、男性委員が平成28年は委員8名中2名、平成29年からは委員9名中3名であるが、選考委員にも父親の感性をもう少し含めるとともに、当該文庫の名称の変更も含め、読み聞かせ等の効果をより実感させるようさらなる柔軟な施策が望ましいと考える。また、当該活動を母親を中心とする視点だけでなく、地域のシニア世代との連携をさらに積極的に進めるべきであろう。

### Ⅲ－5 児童会館費

【指摘事項16】 指定管理者へのモニタリングのあり方について  
(152頁)

秋田県児童会館の運営状況のモニタリング結果においては、每期「管理運営状況等評価表」を作成し、これをもつ

居住地の市町村の保育施設に入所できない児童が受入可能な勤務地の市町村の保育施設に入所するなど市町村間の調整は相互の連携により既に行われている。

現在生じている待機児童は、そうした調整を行ってもなお入所ができないケースであり、その発生原因は、市町村において、当該地域の保育需要に応じた保育士を確保できないことによるものである。このため県では、新たに保育士になろうとする人材の確保とともに、保育士が働き続けられる職場環境整備のための各種事業を実施しており、今後も市町村や就学前施設の保育士確保の取組を支援していく。

(検討中：次世代・女性活躍支援課)

平成30年度事業において、出会いから結婚、子育てまでの情報を一括して提供する情報発信基盤（ウェブサイト）の再構築を実施予定であり、子育て家庭優待事業についても、SNSを活用し情報発信を強化する予定である。（対応予定時期平成30年度末）

(検討中：次世代・女性活躍支援課)

祖父母手帳等については、会議等を通じて市町村にも情報提供する。また、地域の特性を踏まえたきめ細かな情報提供として、理美容院等と連携して、直接言葉による情報発信を新たに実施する予定である。（対応予定時期平成30年度末）

(検討中：次世代・女性活躍支援課)

選考委員は性別のみならず、委員の構成、バランスに配慮しながら委員を依頼しており、父親の視点も含まれている。

絵本、読み聞かせ活動はシニア世代が中心であり、男性の活動者もいる。

また、名称の変更については、現在検討中である。（対応予定時期平成31年度末）

(検討中：総務課)

現在指定管理を行っている施設の約3/4が更新の選定を行う平成32年度までに、他県の評価制度や施設所管課からの意見等を踏まえ、指定管理者制度導入施設に係る

て公表している。評価は、目標値に対する達成率に従い、A、B、Cの3段階評価としている。評価の観点としては、4つの観点をもとに総合評価を行い、これらについて指定管理者自らの1次評価と所管課の2次評価を実施しているが、いくつかの問題点が見受けられた。また、本件のように特に長期間にわたり同一団体が指定管理を行う場合には、さらに細かい観点に基づき、担当職員自らが運営状況を細かく検証すべきであろうし、場合によってはモニタリング委員会として複数の委員の意見を求める必要もあろう。

### Ⅲ-7 市町村子ども・子育て支援事業

【意見41】ファミリー・サポート・センター事業の課題とシェアリング・エコノミーについて

(162頁)

ファミリー・サポート・センターは、子どもを預かってほしい方(依頼会員)と子どもを預かってくれる方(協力会員)からなる、助け合いの会員組織であるが、現状では地域によって依頼会員と協力会員の間でアンバランスがある。県は、当該業務に関与する義務はないが、当該事業全体を子育てにおけるシェアリング・エコノミーの一環としてとらえると、異なる役割が求められる場合がある。つまり、ポータル・サイトの運営主体としての役割である。場合によれば、ポータル・サイトとして携帯電話のアプリケーションを構築し、それを配布する役割もありうるかもしれない。いずれにしても、県としては義務ではないが、何らかの形で当該事業に果たせる役割は存在すると考えられる。

【意見42】児童虐待への対応について

(164頁)

児童相談所の運営自体は、市町村の業務であり、平成18年の秋田児童連続殺害事件及び平成20年の児童福祉法改正以降、秋田県全体でも様々な施策は実施されてきている。当該対策として現在有効とされるものは、第1に警察との連携の強化、第2に里親制度の充実であるとされる。第1の対策としては、高知県の事例のように市町村の児童相談所が把握した虐待の情報をすべて文書化して地元警察に提出することにより、虐待対策を児童福祉の範囲から離れて刑法の領域での解決を可能とする方法であり、県の何らかの関与が必要となる。第2は、里親制度の充実であるが、平成28年度の秋田県における里親委託率は8.5%と決して高くはない。第2期あきた夢っ子プランによれば、平成31年には12.0%を目標とするが、一層の委託率の向上に努めてもらいたい。

### Ⅳ-1 妊婦・出産への健康づくり支援事業

【意見43】思春期からの健康づくり支援事業について

(170頁)

妊婦・出産への健康づくり支援事業の一つとして、思春期からの健康づくり支援事業(県単独事業)(以下、「健康づくり支援事業」という。)を実施している。健康づくり支援事業の内容は、①性に関する指導拡充事業(県教育委員会実施)と、②ピアカウンセリング等による相談、健康教

評価方法の見直しを行っていく。

(対応済み：次世代・女性活躍支援課)

本事業は、市町村が子育て家庭のニーズ等に応じて実施するものであるが、県としては県内どこに居住していても等しくサービスを受けられるよう会議等を通じて制度の周知や市町村間の情報交換を進めている。

(対応済み：地域・家庭福祉課)

児童相談所に警察職員を配置しているほか、平成30年3月には警察との連携協定を締結した。

また、里親委託の推進について、里親連合会や赤十字乳児院のほか、市町村とも連携して普及啓発を進めている。

今後とも警察を含めた関係機関との連携強化と里親委託の推進に向けて取り組んでいく。

(対応済み：保健・疾病対策課)

平成30年度事業からは、契約書にピアカウンセリングの具体的な委託内容を明記した仕様書を添付することとし、平成30年6月29日に契約締結した。

育の開催であるが、このうち②については、学校法人ノースアジア大学に属する秋田看護福祉大学と国立大学法人秋田大学に業務を委託している。このことについて、両大学の委託契約書をそれぞれ確認したところ、ピアカウンセリング事業を行うことは明記されているが、ピアカウンセリングの具体的な内容が示されていない。ピアカウンセリングの具体的な内容を契約書で明確にしておく必要がある。

【意見44】 女性健康支援センター事業に関する委託契約について

(170頁)

秋田県は秋田県女性健康支援センター事業実施要綱を定めており、実施要綱に基づいて女性健康支援センター事業を一般社団法人秋田県助産師会に委託している。県の委託事業における電話相談件数は、平成27年度は33件、平成28年度は18件にとどまっております。助産師会が独自に行っている電話相談件数（平成27年度194件、平成28年度117件）と比較すると少ないものとなっている。PRとしては十分な活動を行っていると思われるが、そのような状況において上記の電話相談件数の実績であることについては、受付時間を20時までとすることが適切なのか、受付時間を短縮し、その分を火曜日と木曜日に振り分ける余地はないのかなど検討の余地がある。本委託事業については、利用促進に向けた事業の実施方法を見直す必要がある。

(対応済み：保健・疾病対策課)

助産師会が独自に行っている電話相談（平日10時～16時）は日中のみであり、働く女性や学生にとっては利用しにくいとの声があることなどから、助産師会で行っていない夜間電話相談やメール相談（平成27年度64件、平成28年度67件）を引き続き実施しているものであるが、平成30年度は、新たに妊産婦への啓発強化として市町村に6,000枚の啓発カードを配布し、女性健康支援センターの利用促進を図ったところである。なお、相談時間については、今後の利用促進の様々な取組の成果を見極めた上で必要な見直しを行っていく。



包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年1月15日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治  
秋田県監査委員 高橋洋樹  
秋田県監査委員 川村和夫  
教総 ー 1928  
平成30年12月19日

秋田県監査委員 柴田正敏  
秋田県監査委員 渡部英治 様  
秋田県監査委員 高橋洋樹  
秋田県監査委員 川村和夫

秋田県教育委員会教育長 米田進

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成28年度包括外部監査（秋田県の学校教育振興に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>I 教育庁総務課</p> <p>1. 教育委員会費（教育委員報酬、教育委員会開催経費等）                      【意見I-1】教育委員会会議の公表効果の促進について（35頁・3頁）</p> <p>教育委員会の意思決定の過程は、一般に、首長や議会に比べ住民から見えにくいとされており、教育委員会の会議の公開を徹底することが期待されている。会議の公開については、平成13年の地教行法改正により、すべての自治体に義務付けられたが、傍聴者の数が少なく、公開が地域住民の理解に十分に結びついていないのではないかという指摘がされている。これに対応するため、会議開催予定を積極的に広報するとともに、開催時間（夜間開催等）や開催場所について、地域住民ができるだけ傍聴しやすいよう配慮することが求められる。</p> <p>また、住民公聴会の開催や移動教育委員会会議の開催などにより、地域住民の意向把握のための工夫を更に実施することが望まれる。</p> <p>さらに、教育委員自ら資質を高める機会を設けるために、県教育委員と市町村教育委員との情報交換・研究協議の場が確保されるよう、更なる積極的対応が望まれる。</p> <p>3. 私立学校運営費補助金                      【意見I-4】魅力アップ補助の内容及び効果の公表について（42頁・5頁）</p> <p>秋田県内の私立学校（高等学校）の入学者が減少し続ける中で、魅力アップ補助は少ないながら継続して実施されてきた。しかしその内容については、一部各交付先の事業報告等に含まれるものの、交付主体つまり県によるホームページ等による公表も行われていない。</p> <p>本事業は一定の評価がされる事業であることから、積極的に内容を公表するとともに、当該事業の成果についても評価を行うことが透明性の観点から必要である。</p> <p>4. 教育助成費（育英事業助成費）                      【意見I-6】学生寮の運営について（44頁・5頁）</p> <p>現在、学生寮（東京寮及びビューリー千秋）の運営は、秋田県育英会が行っているが、女子寮であるビューリー千秋については80人の定員のうち平成27年度の利用者は37人と半分以下にとどまっている。</p> <p>利用率が低い理由としては、アルバイトやゼミ、サークル活動が活発となる3年生以降の退寮者が多いことや、修学期間が2年間の短大生がいること、川崎市ということで都心から離れているイメージがあることも原因の一つであるとのことである。</p>	<p>（一部対応済み、一部対応困難：教育庁総務課）</p> <p>会議の開催予定は、県公報への登載、ウェブサイトへの掲載、報道機関への情報提供により、県民が会議開催の情報を得られるよう周知している。</p> <p>会議時間（夜間開催等）については、傍聴者の利便を図る一方で、教育委員の帰宅時間、会議での説明者及び運営担当職員の服務、会議終了後のマスコミへの情報提供への影響等も考慮する必要があり、結果として現行の平日午後の開催が適切と判断した。開催場所の配慮としては、平成29年11月に、臨時会議を秋田市内の特別支援学校で開催した。</p> <p>また、全県市町村教育委員会委員長・教育長会議を平成29年5月に開催し、県教育委員と市町村教育委員との間で特定テーマについての意見・情報交換を行った。その他、県教育委員による学校訪問の際に市町村教育委員との意見交換の場を設けることについては、学校及び委員のスケジュール調整の難しさ等から、対応困難と判断した。</p> <p>（対応済み：教育庁総務課）</p> <p>平成28年度実績分については、平成29年12月に、平成29年度実績分については、平成30年5月に、県のウェブサイトで開催内容について公表した。</p> <p>（対応済み：教育庁総務課）</p> <p>秋田県育英会のウェブサイトにおいて、寮での生活や、女子寮の最寄り駅の一つである武蔵小杉駅の利便性について、写真及び交通概念図を追加する等の改善を、平成29年11月に実施した。</p> <p>また、県のウェブサイトから直接、学生寮に関する情報が閲覧できるようリンクを設け、利便性の向上を図った。</p>

地方から出てくる学生は、単に勉学のために大学への往復をするだけでなく、安全で、楽しい学生生活を望むはずである。実際、当該地域は決して不人気となるような地域ではなく、施設自体の住環境や賃料も望ましい形と言える。むしろ、生活のしやすさ等のアピール度を高めることで、課題は解消に向かうのではないかと考えられる。

秋田県育英会のホームページの改善を図るとともに、県と協調して広報活動を広く行い、改善すべき点があれば速やかに改善する等により、貴重な資産の利用効率を高める努力を続けることが望まれる。

### Ⅲ 高校教育課

#### 1. 高等学校運営費

【意見Ⅲ－２】学校再配当の特別経費について  
(84頁・9頁)

特別経費は、毎年度の執行額に大きな変動があったり、不測の事態により必要となる経費を經常経費予算の中で区別して予算配当しているものである。今回の監査では、高校48校から高校教育課に提出された決算調書により、特別経費の執行状況を確認したが、一部で特別経費の対象となる事項とは異なる計上が認められた。

今後、特別経費の趣旨や經常経費との違い、これまでの執行の実態、各学校のニーズなどを確認した上で、各校間の予算再調整や補正予算による対応可能性を含めて検討し、特別経費の対象範囲の設定と予算再配当の運用などを見直す必要がある。

#### 2. 地域生徒指導推進事業

【指摘事項Ⅲ－３】事務局校への予算再配当について  
(91頁・10頁)

本事業の予算は、9つの地域生徒指導研究推進協議会（以下、「協議会」という。）に対して直接支出するのではなく、各協議会の事務局を行っている高校（以下、「事務局校」という。）に対して再配当し、執行する形をとっている。

事務局校であるかどうかを問わず、協議会としての活動は一体的なものであり、地域生徒指導の活動を推進するという本事業の目的を効果的、効率的に達成するためには、本来、協議会に対して支出すべきである。現状の仕組みは実態に即していないため、高校教育課としては支出先などについて見直す必要がある。

#### 3. 高校未来創造支援事業

【意見Ⅲ－６】予備校の講師派遣委託について  
(95頁・10頁)

県は、地域医療を支えるドクター育成事業や確かな学力育成推進事業における、メディカルセミナー、数学・英語・理科ハイレベル思考力養成セミナー、進学コース別ハイレベル講座の実施に当たって、大手予備校から講師を招聘している。

いずれも単独随意契約である。単独随意契約により継続して同じ予備校から講師を派遣してもらい、県内の受験事情や経年的な傾向を踏まえて指導してもらおうメリットは理解できるが、大手予備校あるいはその中でも校舎や講師に

(対応済み：高校教育課)

平成30年度の特別経費の再配当予算について、平成28年度及び平成29年度の再配当額、平成29年度決算見込額などを精査するとともに、各校からの要望については緊急性などを十分に精査し、特別経費の性質を逸脱しないよう、事前に調整を行うといった見直しをした上で再配当を実施した。

(検討中：高校教育課)

本事業の目的を効果的、効率的に達成するために、事務局校に対する再配当又は協議会事務局に対する補助金といった予算措置の在り方について、支出方法を含めて検討しており、今後、事務局校や地域生徒指導研究推進協議会の各部会と協議していく。

(対応済み：高校教育課)

平成29年度の講師派遣委託にあたっては、大手予備校の講師の指導状況や授業内容等の調査を行い、内容を比較検討した上で、契約先の選定を行った。

よって指導に特徴があると考えられるため、たとえば、数年に1回は他の予備校からも講師や授業に関する提案書を提出させ、内容を比較検討したうえで、随意契約を結ぶなど、契約先や業務内容が固定的にならないように注意することが重要である。

【意見Ⅲ－7】事業への参加状況の分析と対応について  
(96頁・10頁)

高校未来創造支援事業の各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価分析し、それを踏まえて翌年度以降の参加対象範囲や募集方法、事業の内容などを改善していくことが重要である。事業への参加状況の分析と対応について、より一層きめ細かく行っていくことが望ましい。

【意見Ⅲ－8】学校別政策経費予算の執行状況の把握について  
(99頁・11頁)

高校生未来創造支援事業の予算は、下位の事業についてまで個々の予算の積み上げが行われているが、決算額についてはキャリア教育総合推進事業、地域医療を支えるドクター育成事業、確かな学力育成推進事業の3つの事業までの把握にとどまっている。高校では、財務会計システム以外に手元の資料として事業別の再配当予算とその執行状況がわかるように記録している例も見られた。事業別の執行額の集計や報告が各学校の事務負担とならないように留意しつつ、事業別の執行額を正確に把握していく必要がある。

#### 4. 「未来のあきたを創る」人材育成事業

【意見Ⅲ－10】県内就職率について (102頁・11頁)

本事業の就職支援員配置の目的は、県内企業の求人を取り起こすとともに生徒や保護者等にその情報を提供することなどの就職の支援であるが、県内就職率は目標を下回っているため、その達成に向けて積極的に取り組む必要がある。また、県内就職率がなかなか上昇しないのであれば、その理由を分析するとともに、従来とは異なる領域の求人を開拓したり、情報提供の方法を変えるなど、試行錯誤を続ける必要がある。

大学卒業後の県内への就職についても県内就職率の向上と同様の効果が得られるはずであるため、可能な範囲で関連のデータを収集・分析し、キャリアアドバイザー等の取組に生かしていくことも必要である。

#### 5. あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業

【意見Ⅲ－11】事業への参加状況の分析と対応について  
(106頁・12頁)

本事業はグローバル社会に必要な英語によるコミュニケーション能力を身に付けた人材を育成することが目的であるが、各事業がねらいどおりの成果をあげるためには、生徒や教員の事業に対する積極的な参加が前提となる。そのため、まず各事業でどの程度の学校や生徒、教員の参加を

(対応済み：高校教育課)

「高校生未来創造支援事業」は平成29年度で終了しており、平成30年度から「未来を拓く！秋田の高校生学び推進事業」として新たな事業を開始している。平成29年度までの各事業の参加者数の実績や事業効果等の分析結果をふまえて事業内容を見直しており、また、各事業ごとの参加校数や参加者数を設定している。

(対応済み：高校教育課)

平成29年度の各学校が記入する決算調書及び決算見込み調書については、再配当する段階から事業内訳下位の事業を表記するなど、学校事務担当者が調書作成の際に負担とならないような手法で実施している。

(対応済み：高校教育課)

これまでの県内就職率向上の取組に加えて、県外就職率の割合が高い工業高校への就職支援や、大学卒業後の県内就職者の増加を図るため、今年度から工業高校等4校への就職支援員を配置しているほか、インターシップや地域の課題等をテーマにした課題研究に取り組んでいる普通高校3校へのキャリア探究アドバイザーの配置を新たに行っている。今後も知事部局や関係機関との連携を一層深め、県内就職の促進に努めていく。

(対応済み：高校教育課)

「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業」は平成29年度で終了しており、平成30年度から「AKITA英語コミュニケーション能力強化事業」として新たな事業を開始している。平成29年度までの各事業の参加者数の実績や事業効果等の分析結

目指すかについて参加校数や参加者数の目標を設定し、そのうえで、その目標に対して毎年度の実績を評価し、分析していくことが重要である。より一層きめ細かな事業への参加状況の分析と対応が望ましい。

【意見Ⅲ－12】学校別政策経費予算の執行状況の把握について（107頁・12頁）

政策経費予算の執行額は、小中高授業改善推進事業、教員の授業力向上推進事業、英語を学ぶ環境整備事業の3区分までの把握にとどまり、それよりも下位の事業や取組等に関する決算額は把握できていない。政策経費の事業を取りまとめる高校教育課としては各事業の執行額を正確に把握する必要がある。事業ごとに、当初予算が妥当であったか、執行率はどうか、不用額が生じていないかなどを確認し、翌年度以降の予算編成に反映させる必要がある。

【意見Ⅲ－13】指標の取り扱いについて（107頁・12頁）

基本計画を踏まえて具体的な方向性を示した「あきた発！英語コミュニケーション能力育成事業アクションプラン」は平成29年度が最終年度となるため、現在、これまでの振り返りが行われている。全体的に比較的順調に進捗したようであるが、次のアクションプランに向けては、限られた予算の中で、より一層効果的、効率的に目指す方向への推進や目標の達成を図ることができるように、推進指標や目標管理指標についても、それぞれの指標の持つ特性や目標達成の意味を十分に検討した上で目標を設定し、効果的に取り組みを行うことが大切である。

## 7. 高等学校学習環境等整備事業

【意見Ⅲ－15】保守業務委託の対象サーバについて（115頁・13頁）

県立学校学習ネットワークシステムサーバ保守業務委託では、各高校にあるサーバの運用サポートや障害対応などの保守業務を外部に委託している。ほとんどの学校は業務サーバ1台と学習サーバ1台の計2台であるが、湯沢翔北高校では2高校の統合の際にサーバを引き継いだため2台ずつの計4台となっている。但し、湯沢翔北高校が他校に比べてデータ量が突出して多いとは考えにくい。今後、各学校のサーバの更新などの際には、サーバの配置について、システムの効果的な運用だけでなく、公平性や経済性の観点からも十分に検討することが望ましい。

【意見Ⅲ－16】パソコン等の整備・更新計画の策定について（115頁・13頁）

県立学校ICT活用推進事業では高校の情報教室等のパソコンの整備や更新を行っているが、実際の整備・更新については高校教育課が要求したとおりには実施できていない。その理由としては予算上の制約以外にも予算要求の資料自体やその根拠の示し方にも課題があるように思われる。単に単年度ごとの予算要求資料ではなく、各校の利用実態やニーズ、そしてあるべき姿を踏まえて、中長期的な視点から最低限整備しなければならない内容と時期を定めた計画を策定することが不可欠であると考えられる。

果をふまえて事業内容を見直しており、また、各事業ごとの参加校数や参加者数を設定している。

（対応済み：高校教育課）

各事業執行状況を正確に把握するための決算調書等の様式を平成29年度に見直し、当初予算の妥当性、執行率、不用額などの原因や分析を行い次年度に反映させている。

（対応済み：高校教育課）

平成30年度新規事業「AKITA英語コミュニケーション能力強化事業」の開始に合わせ、目的及び期待される効果等を記載したアクションプランを作成し、ウェブサイト上で公開した。それまでの事業の精選を図るとともに、児童生徒の英語コミュニケーション能力の強化を図る魅力ある新規事業を開発し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指している。

（対応中：高校教育課）

平成29年度中に県内57校の業務系サーバを更新しており、平成30年11月には学習系サーバの更新が終了することから、今後は適正な台数となる予定である。

（対応済み：高校教育課）

県立学校ICT活用推進事業については平成30年度で終了となり、高校教育課としての整備計画全全ての高校の情報教室等のパソコンの更新が終了する。今後はICTの急速な発展を見据え、各校の利用実態やニーズを踏まえながら、リース期間が満了する高校の更新を進めていく。

【意見Ⅲ－17】事業のトータルコストの把握について  
(116頁・13頁)

県立学校ICT活用推進事業の平成27年度の決算額は66,402千円であるが、県立学校学習ネットワークシステムの運用上必要な通信料である「県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料」は、この事業とは別に高等学校運営費の経常経費として計上されており、これを加えると決算額は76,848千円となる。

特に政策経費の場合、その実績や成果を評価する上で、コストの正確な把握は重要となるため、同じ政策目的を達成するために支出される経費についてはできるだけまとめ、事業のトータルコストが正確にわかりやすく表示されるようにすることが望ましい。

8－3. 学校徴収金等について

【指摘事項Ⅲ－5】学校徴収金に関する不正と今後の対策について (124頁・14頁)

秋田県教育委員会は、それまでに発生していた職員による不正に対処するため、平成20年に「県立学校私費会計事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)を作成したが、それ以降も平成28年11月の事例等、職員による不正事例が複数発生している。今回の事故を受け、県教育委員会としては、すべての高等学校に対して、事務処理基準の徹底を再度指示することが必要である。具体的には、現金で収受した場合速やかに口座に入金することを徹底させること、さらに鍵の保管を徹底させること、一時的にでも現金で保管する場合の保管の在り方を厳格に決めることなどを確認する必要がある。さらに、学校徴収金では、通常それぞれの会計について担当者1人が管理しているため内部けん制が働いていないので、内部統制を機能させるためにも会計責任者等による管理を徹底することが必要となる。なお、今回の事故発生後に、高校教育課は、2つの通知(平成28年11月25日及び12月27日)を发出し、金庫等の鍵の管理の徹底等を指導している。

【指摘事項Ⅲ－6】学校徴収金の事務処理の運用状況の確認について (126頁・14頁)

事務処理基準は、現場における事務処理の指針であるが、作成者である教育委員会としては、実際に運用されているかを確認する義務もあると思われる。今後、所管課は定期的に基準の運用状況を確認する必要がある。

高校教育課では、各地区ごとに各高校の事務長等に調査員を委嘱し、他校の私費会計の事務処理体制の調査を行っている。この点は評価できるものであることから、今後は、この調査が形式的なものとならないよう努力をすることが必要である。

【意見Ⅲ－18】学校徴収金の範囲の明確化について(部活動費について) (127頁・14頁)

事務処理基準では、学校徴収金、団体徴収金の定義は記載されているが、具体的にどのような経費がこれに該当するかが明確になっていない。学校徴収金に含まれるかどうか

(対応済み：高校教育課)

県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料を県立学校ICT活用推進事業に組み入れることは、他の事業予算を圧迫するため対応は困難であるものの、年間の支払い計画内訳表により、県立学校学習ネットワークフレッツVPN利用料を含めた県立学校ICT活用推進事業のトータルコストを把握している。

(対応済み：高校教育課)

平成29年11月に「県立学校私費会計事務処理基準」を改訂し、内部統制の考え方や校長を私費会計の総括責任者とすることを明示したほか、現金収受の方法、金庫の鍵の保管等の事務手順について詳しく規定した。改訂に当たっては全県立学校の管理職及び担当者を招集し、説明会を実施しており、校長、教頭、事務長が参集する会議において、同基準の遵守、現金の保管及び鍵の保管の在り方等について繰り返し徹底を指示した。今後も、同基準に則り内部統制機能が継続するよう、繰り返し注意喚起していく。

(対応済み：高校教育課)

他の学校の事務長等による私費会計事務処理体制調査を平成29年11月に実施しており、高校教育課職員が調査に加わり厳正に行った。

今後も形式的な調査とならないよう調査項目を変えながら毎年度実施していく予定である。

(対応済み：高校教育課)

平成29年11月に改訂した事務処理基準の中で学校徴収金及び団体徴収金の定義について、具体的な会計の名称を例示しながら明確化した。

<p>かが学校の責任の有無につながるようになることから、事務処理基準において、学校徴収金の対象範囲（団体徴収金についても）を明確にすることが必要である。また、部費についても、学校徴収金となる部費とならない部費の考え方を提示することは必要であろう。</p> <p>【意見Ⅲ－19】3年共通費の精算方法について（129頁・14頁）</p> <p>3年次の学年共通費の精算の方法については、各学校によって処理の仕方が異なっていた（残金についてPTA会計へ組み入れをおこなう方法、残金について生徒会一般会計へ組み入れを行う方法など）。</p> <p>どの方法が正しいという性質のものではないが、事務処理基準の中で、考え方を整理し、各高校の共通情報としての共有化を行うことも必要である。</p> <p>【意見Ⅲ－20】学年共通費口座について（129頁・15頁）</p> <p>今回訪問した高等学校において、各学年会計の口座の考え方が3校とも違っていた。それぞれの利点があると思われるが、高校教育課としてはそれぞれの高等学校のやり方をまとめた上で、参考として各学校に提示することも、今後の事務の効率化のために検討しても良いと思われる。</p>	<p>また、学校徴収金となる部費についても、保護者会等が徴収しているものを除き、教職員が会計に携わるもの全てを対象として定義している。</p> <p>（対応済み：高校教育課）</p> <p>精算金は、保護者等の納入者に返金することが基本であり、割り切れない金額等を他会計等へ繰入れる場合には、学校各々において、保護者等の了承を得て清算方法を判断すべきものであるから、事務処理基準の中で方法を統一するものではないと考えるが、各校の精算方法の情報については、平成29年8～9月の地区事務長研修会において情報提供を行った。</p> <p>（対応済み：高校教育課）</p> <p>基本的には1会計1口座の会計処理が明瞭で望ましいと考えているが、各校の手法については、平成29年8～9月の地区事務長研修会で情報提供を行った。</p>
<p>IV 保健体育課</p> <p>1. 学校保健及び学校安全管理事業</p> <p>【指摘事項Ⅳ－1】報告書の記載内容の具体化について（131頁・16頁）</p> <p>職員、生徒の健康診断に関する公益財団法人秋田県総合保健事業団との契約においては、「県立学校定期健康診断実施検査確認書」及び「集計表」が作成されているが、具体的な記載になっていない。学校ごとの実施日（実施期間）等、ある程度業務の実施内容がわかる程度に具体的な記載が必要である。</p>	<p>（対応済み：保健体育課）</p> <p>平成29年度から委託業者に「健康診断実施報告書」の提出に際し、学校毎の検査項目や検査実施日のほか検査人数等を記載させており、また学校からの実施報告書と併せて検査を行うなど健康診断検査委託契約の適正な履行の確保に努めている。</p>